

後期高齢者医療制度の低所得者にかかる
保険料軽減特例措置の存続を求める請願書

紹介議員

井上けんじ

請願の要旨

1 高齢者の生活状況を配慮され、低所得高齢者の医療にかかる経済的な負担を軽減する「保険料軽減特例措置」の段階的廃止を取りやめるよう京都府と国に対して要望してください。

請願理由

貴職におかれましては府民、高齢者の福祉増進への日ごろからのご尽力に敬意を表します。

府民、高齢者の生活は、消費税8%への改定に伴う物価の相次ぐ値上げや年金の減額が続く生活は苦しくなるばかりです。とりわけ、一人暮らしの高齢者の生活は厳しさを増しています。このようなもとで、国は平成28年4月から後期高齢者の低所得者に対する保険料の「特例軽減」を段階的に廃止されようとしています。

年金収入が80万円（月額66,666円）を超える低所得者の保険料軽減措置を廃止し、保険料負担の増額を行われることは高齢者の生活実態の現状を考えれば生活困窮者をさらに窮地に追い込むこととなります。

京都府はこれまで「高齢者の医療に係る経済的な負担を軽減し、高齢者の健康の保持・増進を図る」として老人医療助成制度の設置をされるなど高齢者の医療を守ってこられました。

今回の低所得高齢者の保険料軽減の特例措置廃止は、物価の上昇や年金の連続切り下げで高齢者の生活が成り立たなくなっている状況のもとで実施されるものであり、これ以上の負担に耐えられないのは明らかです。高齢者が置かれている現状をご理解いただき、京都府や国に対してこの特例措置廃止を取りやめるよう要望をしていただくよう切にお願いし、請願いたします。

2015年1月30日

京都府後期高齢者医療広域連合議会 議長 富 きくお 様

請願人 全日本年金者組合京都府本部 委員長 山崎 彰

請願人住所 京都市左京区聖護院川原町4-13

京都教育文化センター5階

電話 075-761-3213

